

公益財団法人安城都市農業振興協会
BBQガーデン「ピクニック」管理運営要綱

令和3年11月1日
要綱第11号

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人安城都市農業振興協会（以下「協会」という。）が管理するBBQガーデン「ピクニック」（以下「BBQガーデン」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(営業日)

第2条 BBQガーデンの営業日は、次のとおりとする。

- (1) 安城産業文化公園（以下「公園」という。）の開園日のうち土日祝日
- (2) 前号の規定にかかわらず、協会が管理運営上必要と認めるときは、臨時に営業又は休業することができる。

(営業時間)

第3条 BBQガーデンの営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 午前11時から午後3時まで
- (2) 前号の規定にかかわらず、協会が管理運営上必要と認めるときは、臨時に営業時間を変更することができる。

(利用申込)

第4条 BBQガーデンの利用申込方法は、次のとおりとする。

- (1) 公園内のクラブハウスに来所又は電話で申し込みを行う。
- (2) 協会が外部委託する予約システムを通じて申し込みを行う。

2 BBQガーデンの利用申込は、利用日の3日前の正午までにしなければならない。ただし、利用区画に空きがあり、協会が利用を認めるときはこの限りではない。

(利用承諾)

第5条 BBQガーデンの利用承諾は、次のとおりとする。

- (1) 利用申込の際、キャンセルポリシー及び誓約事項に同意した場合
- (2) 前号の規定にかかわらず、協会が必要と認めるときは利用を承諾することができる。

(キャンセルポリシー)

第6条 BBQガーデンのキャンセル料については、次のとおりとする。

- (1) 利用予定日の6日前から4日前までのキャンセルについては、利用料金の50%とする。
- (2) 利用予定日の3日前から当日までのキャンセルについては、利用料金の100%とする。
- (3) 連絡がない場合のキャンセルについては、利用料金の100%とする。
- (4) 前3号の料金については不課税とする。

(誓約事項)

第7条 BBQガーデンの誓約事項については、次のとおりとする。

- (1) 花火を行うこと、音楽を流すこと、大声又は奇声を発することその他の他の利用者の迷惑となる行為は行わないこと
- (2) 協会が所有又は貸与する器物を破損した場合は、利用者が実費にて弁済義務を負うこと
- (3) 利用者の所持品が盗難された場合その他事故が起きた場合の一切の責任は利用者が負うこと
- (4) 飲食物、家電製品その他BBQ関連道具の持ち込みをしないこと
- (5) 協会が営業妨害行為と判断した場合は、BBQガーデンへの出入禁止措置または関係機関への通報を受けること
- (6) 雨天及び強風その他協会が危険と判断した場合は、区画を屋外から屋内ロジへ振替えられること

(遵守事項)

第8条 BBQガーデンの利用にあたっては、キャンセルポリシー及び誓約事項を遵守しなければならない。

(キャンセル料)

第9条 利用者のキャンセルに伴う支払いが発生した場合、利用者は次のとおり支払いを行うものとする。

- (1) 協会が発行した請求書に基づき口座振込
- (2) 公園に来園し、現金による納付
- (3) 前2号の規定にかかわらず、協会が必要と認めるときは、債権の行使を利用者に対して行うことができる。

(キャンセル料の減額及び免除)

第10条 事務局長は、次の各号の一に該当するときは、キャンセル料を減額又は免除することができる。

(1) 台風その他の天候の状況等により、安全に施設の利用が見込めないと判断したとき

(2) 公園又はBBQガーデンを閉鎖するとき

(3) その他事務局長が減額又は免除を適当と認めるとき

(キャンセル料の徴収)

第11条 キャンセル料は、債権発生日から2年間、電話、メール及び手紙等で請求し、これを徴収することができる。

(疑義の決定)

第12条 疑義が生じた場合は、事務局長が決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。